



新町調剤薬局	喜多方市沼田六九九六	同日
あんず薬局	喜多方市字一丁目四五六九一三	同日
有限会社熊良薬局	伊達市保原町七丁目二二一一	令和元年七月三一日
松坂薬局	本宮市本宮字下町五五	令和二年二月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
医療法人社団小野病院小野訪問看護ステーション	喜多方市字沼田六九九四	医療法人社団小野病院	喜多方市字沼田六九九四	平成二九年八月二五日
医療法人正生会しもごう訪問看護ステーション	南会津郡下郷町大字塩生字下夕原一三一七	医療法人正生会	南会津郡下郷町大字塩生字下夕原一三一七	平成三二年三月三一日

名	称	所 在 地	休 止 年 月 日
さくら薬局	一	双葉郡大熊町大字下野上字大野五〇	令和二年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
松本 秀明	安達郡大玉村大字大橋平一一三	ひもろぎ接骨院	安達郡大玉村玉井字馬喰内五七一	令和三年一月一九日

(社会福祉課)

福島県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
松本 秀明	安達郡大玉村大字大橋平一一三	ひもろぎ接骨院	安達郡大玉村玉井字馬喰内五七一	令和三年一月一九日

(社会福祉課)

福島県告示第百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年二月二十四日から同年六月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品原町東店 福島県南相馬市原町区北原字前田二五番三ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) カワチ薬品原町東店  
(変更後) カワチ薬品原町東店
- 三 変更した年月日  
令和三年一月二十九日
- 四 届出年月日  
令和三年二月二日
- 五 届出をした者  
株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

**福島県告示第百八十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北相馬地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第百八十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北相馬地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
小売業者の入れ替え、営業時間及び駐車場利用可能時間の変更に伴い、車両の走行、荷捌きや車両のドアの開閉等で生じる騒音などで周辺住民の生活環境に影響が生じることが無いよう十分に配慮してください。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
営業時間及び駐車場利用可能時間の変更の際、事前に周辺住民に説明し、理解を得るようにしてください。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第百八十九号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間
一般国道四 五九号	喜多方市字一丁目四五二番一地先から同市字沼田六九九四番一 地先までの上り線 喜多方市字一丁目四五七番七地先から同市字沼田六九九三番六 地先までの下り線

(道路計画課)

**福島県告示第百九十号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

路線名	一般国道四 五九号
区 間	喜多方市字経壇二番地先から同市字一丁目四六三一番一地先までの上り線 喜多方市字水上六七七番一二地先から同市字一丁目四五八番一地先までの下り線

(道路計画課)

公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和2年12月28日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 落札金額  
76,835,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年11月17日

(職員業務課)

**公告第四十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
二本松ショッピングセンター 福島県二本松市成田一丁目八一〇
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千五百六十九平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
令和三年二月五日
- 五 届出年月日  
令和三年二月五日
- 六 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

**公告第四十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社イトーヨーカ堂平店 福島県いわき市平六丁目六番地二
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一万四千四百五十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
令和三年三月一日
- 五 届出年月日  
令和三年二月十五日
- 六 届出をした者  
真砂不動産株式会社  
株式会社イトーヨーカ堂

（商業まちづくり課）

**公告第四十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和三年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称  
会津東部土地改良区
- 退任した役員  
役別 氏名 住所  
監事 原 順一 会津若松市河東町代田字大坪四一番地

（農村計画課）

**福島県病院局**

## 公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和3年2月24日

福島県病院事業管理者 阿部正文

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(4) 供給場所 福島県立矢吹病院（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月17日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話024-521-7229

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月17日（水）午後5時15分まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年2月24日（水）から同年3月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年3月5日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和3年4月6日（火）午後2時

(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年4月5日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含

- む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単  
価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)。  
及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一  
月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使  
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に  
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1  
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落  
札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である  
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載  
すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府  
調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告  
示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は  
契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄すること  
ができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply  
for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 6 April 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 April 2021
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural  
Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima  
City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

(病院経営課)

**福島県警察本部公告第6号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける小型航空機（アグスタ式 A 109 E 型「J A 110 B」）の定期耐空証明更新検査点検整備（基本）について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月24日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
小型航空機（アグスタ式 A 109 E 型「J A 110 B」）の定期耐空証明更新検査点検整備（基本）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額  
40,832,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年11月4日

（会 計 課）

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年二月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

#### 一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣り餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

#### 二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和三年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三十一日までとする。

#### 四 制限又は条件

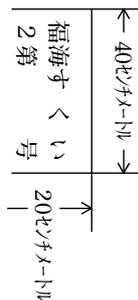
##### 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (一) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (二) いかなごを対象とする場合は、(一)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(一)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



#### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年三月一日から令和四年二月二十八日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年二月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

#### 一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

#### 二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、令和三年四月一日から同年三十日までとする。

#### 四 制限又は条件

##### 1 操業の禁止区域

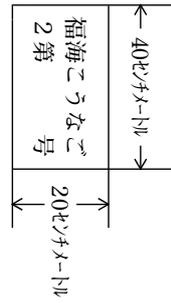
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- 夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年三月一日から令和四年二月二十八日までとする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共

用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（令和三年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和三年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜優

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における令和三年度目標増殖量を次のとおり定めた。

令和三年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜優



内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	5,600	—	14,700	9,100	—	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7	—
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	26,400	10	112,000	42,000	—	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—	—
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	429,300	31	513,800	585,200	32,200	10,740	245	—

○令和三年二月十二日付け定例第七十四号中

六七	下	後ろか ら一五	三・三・三〇二号国道四号 線	三・三・三〇三号国道四号 線
ページ	段	行	正	誤

正 誤